

ハラスメントは許しません！

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷けるとともに、職員が能力を発揮できず、また職場環境も悪化し、大学にとっても業務の遂行を阻害し社会的評価に影響を与える問題です。

本学では下記のハラスメントを許しません！！

セクシュアルハラスメント

職員の意に反する性的な言動のことです。異性に対する行為だけでなく同性に対する行為も対象となり、性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

- ・性的な冗談、質問
- ・わいせつ図面の掲示
- ・性的な噂の流布
- ・身体への不必要な接触
- ・性的な言動により就業意欲を阻害する行為
- ・交際、性的な関係の強要 等



例えば

- ・出張中の車内で上司に胸や腰を触られた
- ・同僚に取引先で自分の性的な内容の情報を意図的に流された
- ・業務パソコンでアダルトサイトを閲覧していた

アカデミックハラスメント

研究教育に関わる優位な力関係のもとで行われる理不尽な行為により、教育上、研究上及び修学上の環境を悪化させることです。

代表的な言動の類型は

- ・学習・研究活動への妨害
- ・卒業・進級妨害
- ・指導義務の放棄、指導上の差別
- ・不適切な環境下での指導の強制



例えば

- ・上司にあたる教員から研究を妨害された
- ・指導教員から退学や留年を勧奨されたり、指導を拒否された
- ・ささいなミスを大声で叱責された

パワーハラスメント

職場内での優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害することです。

代表的な言動の類型は

- ・身体的攻撃
- ・精神的攻撃
- ・人間関係からの切り離し
- ・過大な要求
- ・過小な要求
- ・個の侵害 等



例えば

- ・みんなの前で大声で叱責された
- ・同僚に集団で無視された
- ・終業間際に過大な仕事を押し付けられた
- ・交際相手の有無を聞かれ、過度に結婚をすすめられた

妊娠、育児休業、介護休業等ハラスメント

職員が妊娠等した場合、あるいは育児休業や介護休業等を利用（又は利用しよう）した場合に、その職員の就業環境を害することです。上司や同僚による以下の言動が該当します。

- ・制度利用を阻害する言動
- ・それを理由に解雇や不利益な取扱いを示唆する言動
- ・それを理由に行う嫌がらせ
- ・不妊治療に対する否定的な言動 等



例えば

- ・産休を取りたいと言ったら上司に「休むなら辞めてもらうよ」と言われた
- ・育休を取りたいと相談したら上司に申出をしないよう言われた
- ・介護短時間勤務中、同僚から毎日嫌味を言われた

★「職場」とは、職員が業務を遂行している場所を指し、取引先等も含みます。また、勤務時間外の宴会等であっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当します。

★「職員」とは、常勤職員、非常勤職員、特任教員等、本学で働いているすべての職員です。

★ハラスメントについては、上司、同僚だけでなく、取引先の方等も行為者になり得るものです。

取引先等からハラスメント行為を受けた場合もご相談ください。また、本学職員以外へのハラスメントも当然許されません。

職員がハラスメントを行った場合は、就業規則第43条「懲戒」第1項第8号に該当することとなり、処分されることがあります。

